

2021年2月

有機農業3団体

ゲノム編集作物「高 GABA トマト」の届け出受理に反対する意見書を 政府（厚生労働大臣、農林水産大臣、消費者庁担当大臣）に提出

有機農業3団体—日本有機農業研究会、有機農業推進協会、全国有機農業推進協議会—は2月5日、「ゲノム編集作物・食品」を安全性審査・環境影響評価・表示義務付けなしとした一連の決定に対し、これを撤回するよう意見書を送付し申し入れた。

直近では、昨年12月11日、日本で初めてとなるゲノム編集作物・食品「高 GABA トマト」（サナテックシード株式会社の「GABA 高蓄積トマト」）の届け出が厚労省審議会で受理され、安全性審査等をしないまま販売等が可能になったが、この届け出受理の撤回を訴えている。

この決定は、一昨年（2019年）9月の「ゲノム編集技術応用食品及び食品添加物の食品衛生法上の取扱要領」に基づくもので、有機農業3団体はこの要領の撤回を求めている。

そして、早急に停止措置が必要と訴えているのは、サナテックシード社が販売に先立ち、ゲノム編集高 GABA トマトの苗を無償で配布するとしてウェブサイト上で宣伝を始め、希望者の申し込みを始めていることである。 <https://sanatech-seed.com/>

ゲノム編集技術は未完成の技術であり、安全性審査も抗生物質耐性遺伝子の除去の明確な確認もないままの、こうした無責任な“人体実験”は直ちにやめさせるべきである。苗が配布されれば、ゲノム編集作物・食品が文字通り「野放し」状態になり、取り返しのつかない遺伝子汚染の恐れがある。

さらに政府は、ゲノム編集品種の「後代交配種」についてもこれを「届け出」すら必要なしとした（12月7日、厚労省審議会）。これについても撤回を要求している。

そもそもゲノム編集技術も遺伝子組換え技術も、生命の根幹である遺伝子を人為的に改変するものであり、自然の摂理に沿った持続可能な農業の方向性と相いれない技術であり、生命倫理にも反するものであり、その技術を応用した作物・食品は一切認められない。

日本の農業の現場にゲノム編集作物、高 GABA トマトを持ち込むことをやめるべきである。こうしたゲノム編集を含む遺伝子操作で作出した作物品種を有機農業の生産基準（有機 JAS 規格）では、「使わないこと」と制限している。有機農業こそは本来、誰もが享受すべき持続可能な農業にほかならない。このような有機農業の生産基準をも脅かすゲノム作物は認められないが、100歩譲って、少なくともゲノム編集作物である旨の種苗及び食品への表示の義務付けが農業者、消費者の「知る権利」「選ぶ権利」、そして何をつくり食べるかを自ら決定できる「食料主権」からみても必須である。

有機農業3団体は、これらを早急に措置すべきことを意見書で申し入れている。

◎要求項目

1 ゲノム編集技術応用「GABA 高蓄積トマト」の届け出受理の撤回、及び同種のゲノム編集食品を届け出のみとした「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生法上の取扱要領」（2019年9月）の撤回を求めると共に、即刻、無償配布を取りやめさせる措置を採ることを強く申し入れます。

2 「後代交配種」にも届け出をはじめとする安全性審査・環境影響評価・表示の義務付けを求めます。

3 ゲノム編集技術応用品種の種苗への「ゲノム編集技術応用」である旨の「表示」の義務付け、及び同食品への同表示義務付けを求めます。

◎添付

「ゲノム編集『GABA 高蓄積トマト』の届け出受理等に反対する意見書」

発信 NPO 日本有機農業研究会
 NPO 有機農業推進協会
 NPO 全国有機農業推進協議会

<この件の連絡先>

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町4-10-502

NPO 日本有機農業研究会

電話 03-6265-0148 Fax 03-6265-0149

info@1971joaa.org <http://www.1971joaa.org>

<この件の担当者>

久保田裕子（在宅） hhkubota@nifty.com

090-8308-5413

厚生労働大臣 田村憲久様
農林水産大臣 野上浩太郎様
消費者及び食品安全担当大臣
井上信治様

ゲノム編集「GABA 高蓄積トマト」の届け出受理等に反対する意見書

1 ゲノム編集技術応用「GABA 高蓄積トマト」の届け出受理の撤回、及び同種のゲノム編集食品を届け出のみとした「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生法上の取扱要領」（2019年9月）の撤回を求めると共に、即刻、無償配布を取りやめさせる措置を採ることを強く申し入れます。

一昨年9月、貴職はゲノム編集技術応用食品のうち外来遺伝子を入れないとするものについて、食品安全性評価・環境影響評価は不要、表示も不要で一般栽培・使用が可能とすることを決めました。そしてこのたび、2020年12月11日に、株式会社サナテックシードから申請されたゲノム編集技術応用食品「GABA 高蓄積トマト」の届け出を受理しました。これは、我が国において初めて人が摂取することを認めるゲノム編集作物・食品となります。

しかし、この「GABA 高蓄積トマト」は、全体の成分分析や動物に食べさせての実験もされていません。環境及び農業環境への影響評価も行われていません。それにもかかわらず、サナテックシード社は2021年春から家庭菜園で野菜などを作っている消費者向けに苗を無償で提供することや秋には生産者に種を本格的に販売し、2022年春には市販するとしています。これはまさに、無責任な“人体実験”にほかなりません。こうした事態を招いた2019年9月の「ゲノム編集技術応用食品及び食品添加物の食品衛生法上の取扱要領」、及びそれに基づくこの12月の届け出受理の決定をただちに撤回し、即刻、無償配布を取りやめさせる措置を採ることを強く申し入れます。

サナテックシード社の「GABA 高蓄積トマト」は、ゲノム編集技術（CRISPR-Cas9）を使い、GABA 生産を抑制する遺伝子をノックアウト（破壊）したものですが、ゲノム編集の過程で Cas9 遺伝子とカナマイシン耐性遺伝子、CaMV 遺伝子が使用されています。ただし、それが完全に除去されたという確認はされておらず、データの公表もありません。

ゲノム編集は未完成の技術であり、特にオフターゲットが避けられません。また標的 DNA の修復過程におけるエラーが起きることがわかっています。その結果アレルギーや健康被害が起きることが懸念されています。想定外の変異の存否を確認するには、ゲノム編集前後のトマト DNA の全構造を比較分析するのが最も確実な方法ですが、それも行っていません。

EUは、ゲノム編集技術応用作物・食品はその過程で遺伝子組換え技術と同様に遺伝子を操作し、これら細菌やウイルス遺伝子も使用することからゲノム編集作物・食品を遺伝子組換え技術応用作物・食品と同様の規制（安全性評価、トレサビリティ、表示）が必要として

います。ゲノム編集技術応用作物・食品は、すべてが人為的に「遺伝子改変」「遺伝子操作」を行ってつくられたものであり、これを認めるわけにはいきません。

2 「後代交配種」にも届け出をはじめとする安全性審査・環境影響評価・表示の義務付けを求めます。

厚労省・農水省は、さらに2020年12月7日、ゲノム編集技術応用作物の後代交配種は届け出も表示も不要とする決定をしました。そうすると、種子が日本で販売されるとすると、農家はそれを知ることはできません。これは、遺伝子操作の作物を植えたくないとする農家が圧倒的に多いと考えられる中、種苗の購入者（消費者）としての「知る権利」「選ぶ権利」を損なうことです。知らずに植えた結果、他の作物・植物に遺伝子汚染を引き起こせば取り返しがつきません。これを私たちは強く懸念しています。

本来、こうしたゲノム編集技術は生命の根幹の遺伝子に改変を及ぼす「遺伝子操作」であり、自然の摂理及び生命倫理に反するものであり、一切認められません。

3 ゲノム編集技術応用品種の種苗への「ゲノム編集技術応用」である旨の「表示」の義務付け、及び同食品への同表示義務付けを求めます。

一般の消費者も同様です。知らずに食べさせられることとなります。これは「知る権利」「選ぶ権利」を損なうだけでなく、自分が生産するもの、食べるものは自分が決定する自己決定権を奪うものです。まさに食料主権への「侵略」です。

我が国の食料主権のもと、人々の健康、環境保全のため、そして作物の遺伝子汚染を防ぐために、ゲノム編集技術応用作物・食品を一切、認めないよう強く訴えます。

2021年2月5日

NPO 日本有機農業研究会
NPO 有機農業推進協会
NPO 全国有機農業推進協議会

<この件の連絡先>

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町4-10-502

NPO 日本有機農業研究会

電話 03-6265-0148 Fax 03-6265-0149

info@1971joaa.org <http://www.1971joaa.org>